

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成26年4月30日

世田谷区

### 1. 業務の概要

(1) 件名 小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)上部デザインコンセプト作成等  
業務委託

#### (2) 事業の目的

世田谷区では、小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)連続立体交差事業及び複々線化事業による鉄道地下化に伴い生じる線路跡地の利用(以下、「上部利用」という)について検討を進めている。これまでに、東京都、小田急電鉄との協議・調整を踏まえ、小田急線上部利用の施設配置(ゾーニング構想)がまとまり、平成25年11月21日に公表したところである。

上部利用においては、駅前広場、通路、緑地・小広場、立体緑地などの公共施設整備や、下北沢駅周辺における茶沢通りから駅前までの京王井の頭線アクセス道路(公共施設部)の整備が予定されており、区民にとって使いやすい施設とするため住民参加による施設検討が必要である。一方で、地域住民からはデザイン等が決定していくプロセスの透明性が求められている。こうしたことから、周辺の街づくりも踏まえた共通的な整備を図るため、世田谷区が整備する公共施設について公開によるデザインコンセプトの統一を目指す。

そのために、区民参加により2ヵ年をかけてデザインコンセプトに関する「(仮称)トータルデザイン指針」の策定を行う。本業務委託では、1年目として、区民意見集約のためのワークショップ等を実施し、それらの意見も含め設計と条件を整理し、公共施設整備に関する公開デザイン会議を実施してデザインコンセプトを検討し、デザインアドバイザーを選定する。2年目として、デザインコンセプトに関する「(仮称)トータルデザイン指針」の策定を行うとともに、小田急線上部公共施設整備後の管理等の仕組みを検討し、提案報告書を作成する。

#### (3) 対象区域

小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)連続立体交差事業及び複々線化事業による鉄道地下化に伴い生じる線路跡地(図1:世田谷区整備部分)及び周辺地区(図2)

#### (4) 業務内容

<平成26年度委託概要>

##### 1) 区民参加のための条件整理

上部利用における駅前広場、通路、緑地・小広場・立体緑地などの公共施設整備に伴う統一したデザインコンセプトを作成するにあたって、関係機関との調整経過及び周辺街づくりへの影響等を勘案し、一定の方向性を取りまとめる。

## 2) 区民参加の実施

1) で取りまとめた方向性を前提に、模型等を用意し、ワークショップ等の様々な団体や個人が意見を言える仕組みと場を設定し実施する。(ワークショップ3回、アンケート1回想定)

## 3) 公共施設公開デザイン会議実施

2) の区民参加による結果及び関係機関との調整結果等を基に与条件を整理し、統一的なデザインコンセプトを検討するための区民参加による公共施設公開デザイン会議を実施し、デザインアドバイザーを選定する。(公共施設公開デザイン会議2回想定)

## 4) ニュースの作成

上部利用に関する情報等を広く区民に周知するためニュースを発行する。(ニュース発行6回想定)

### <平成27年度委託概要>

## 5) 「(仮称)トータルデザイン指針」の策定

デザインアドバイザーの助言を基にデザイン統一に向けた「(仮称)トータルデザイン指針」を策定し、ニュース及び説明会等で住民周知を図り、指針の各施設設計への反映の仕組みを構築する。

## 6) デザイン調整会議の運営

「(仮称)トータルデザイン指針」の内容を各施設設計に反映するための検討会議を運営する。

## 7) 小田急線上部公共施設整備後の管理等の仕組みの検討

小田急線上部公共施設整備後の管理等の仕組み(エリアマネジメント等)を検討し、提案報告書を作成する。

## 8) デザイン調整

上部利用関係公共施設のワークショップ等に参加し「(仮称)トータルデザイン指針」に基づくデザイン調整を行う。

## (5) 履行期間

平成26年7月中旬から平成27年3月31日まで

## 2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格で、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成21年度以降に、街づくり(都市整備に関連する、計画、整備等の事業)に関する業務の受託実績があること。

(7)平成21年度以降に、住民が参加する検討会、ワークショップなどを開催、運営し、参加者による検討のまとめを導き出し、報告書や設計書を成果とする業務の受託実績があること。

### 3. 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

### 4. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績（業務実績、地域精通度）
- (2) 予定技術者実績（技術者資格、実務実績、地域精通度）
- (3) 特定テーマに対する提案（業務内容の理解度、的確性、実現性、独創性）
- (4) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (5) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (6) 工程計画（妥当性）
- (7) 区民参加実施（専門性と技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (8) 参考見積の妥当性

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：青木、渡邊）

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール6階）

電話：03-5478-8073 / FAX：03-5478-8019

E-mail：[SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

窓口受付時間（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成26年4月30日（水）から平成26年5月16日（金）

2) 交付場所及び方法

上記（1）にて窓口配布

世田谷区ホームページよりダウンロード

[区トップページ](#) [住まい・街づくり・交通](#) [街づくり](#) [街づくり](#)

[北沢総合支所管内の街づくり](#) [上部利用（区施設）の街づくり](#) に掲載

#### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成26年5月16日（金）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記（1）

3) 方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

#### (4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成26年6月18日（水）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

## 6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有

件名：(仮称)平成27年度小田急線(代々木上原駅~梅ヶ丘駅間)上部デザインコンセプト作成等業務委託

平成27年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。

(5) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(6) 詳細は、5.(2)の説明書による。

図 - 1 小田急線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）上部の区域図

## 小田急線 上部利用の施設配置（ゾーニング構想）



凡 例	
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #f08080; border: 1px solid black;"></span>	駅前広場（世田谷区整備）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #008000; border: 1px solid black;"></span>	通路（ " ）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #00b050; border: 1px solid black;"></span>	緑地・小広場（ " ）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #00b050; border: 1px dashed black;"></span>	緑地・小広場（ " ） （鉄道上部以外）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, #00b050 2px, #00b050 4px); border: 1px solid black;"></span>	立体緑地・小広場（ " ）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #add8e6; border: 1px solid black;"></span>	自転車等駐車場（小田急電鉄整備）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ffa500; border: 1px solid black;"></span>	交差道路（公道）
○○○○○	環七横断橋（世田谷区整備）
↔	交差道路等通行の安全性の確保
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ffff00; border: 1px solid black;"></span>	住居系施設ゾーン（小田急電鉄）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ff0000; border: 1px solid black;"></span>	商業・業務系施設ゾーン（ " ）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ffb6c1; border: 1px solid black;"></span>	住居・商業・業務系施設ゾーン（ " ）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #6495ed; border: 1px solid black;"></span>	自動車駐車場（小田急電鉄整備）
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #a9a9a9; border: 1px solid black;"></span>	鉄道事業者施設（駅舎等）
▶	改札口
<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; border: 2px solid blue;"></span>	連続立体交差事業および複々線化事業による 鉄道地下化区域（世田谷区内） （上部利用区域）

**委託範囲は世田谷区整備部分**

図 - 2 小田急線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）上部周辺の区域図

